

(お知らせ)

## 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマークの募集について

平成30年5月21日(月)  
大雪山国立公園連絡協議会 事務局  
〔環境省北海道地方環境事務所  
上川自然保護官事務所〕  
電話：01658-2-2574  
首席自然保護官：榊 厚生

大雪山国立公園連絡協議会では、大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言を幅広く周知するため、シンボルマークを募集いたします。

### ■ 募集の概要

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言のシンボルマークを別紙のとおり募集します。シンボルマークは、今後作成する標識や地図などに、幅広く活用させていただきます。

応募期間：平成30年5月21日(月)～平成30年6月15日(金)

応募資格：北海道に居住または勤務している方。北海道以外に居住または勤務している方のうち大雪山国立公園での登山経験がある方。  
年齢性別は問いません。

応募・問い合わせ先：

〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町 603

大雪山国立公園連絡協議会事務局

環境省北海道地方環境事務所 上川自然保護官事務所

担当：首席自然保護官 榊(ます)

TEL 01658-2-2574 / FAX 01658-2-2681

※作品の応募方法は郵送のみです。

### ■ 参考事項

#### 1. 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言

大雪山国立公園におけるし尿の散乱問題を解決し、原始的で人工的建造物の極めて少ない大雪山国立公園の自然景観を末永く保全し、登山者や地域が今後も大雪山国立公園の魅力を享受し続けるため、大雪山国立公園の管理運営に携わる環境省、北海道、地元市町で構成する大雪山国立公園連絡

協議会と、大雪山に登山利用する山岳関係団体が、携帯トイレ普及のための取り組みを、平成30年6月末～7月初旬を目途に「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」として発出し、大雪山国立公園では携帯トイレの普及を進めるものです。

## 2. 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言パートナーシップ事業

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言の趣旨に賛同し、携帯トイレの普及の取り組みを1以上実施した団体は、大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーとして認定し、大雪山国立公園連絡協議会のホームページで紹介します。

### <添付資料等>

- 別紙 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマーク募集要項
- 別添1 大雪山国立公園における携帯トイレ普及について
- 別添2 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言【案】(平成30年6月末～7月初旬目途発出予定)

※募集要項等は、下記ウェブサイトでご確認ください。

大雪山国立公園連絡協議会ウェブサイト

<http://www.daisetsuzan.or.jp/>

## 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマーク募集要項

主催：大雪山国立公園連絡協議会

### <趣旨>

大雪山国立公園の広大な高山帯には色とりどりの高山植物が咲き誇る美しい景観が広がり、多くの登山者を魅了するとともに、地域の誇りとなっています。しかし、トイレがない避難小屋や野営地を中心に、し尿の散乱が大きな問題となっています。し尿を排出するため登山道以外の場所を踏みつけることで高山植物が減少し、さらに、裸地が拡大し、踏み分け道の伸張により土壌の流出も生じてしまいます。

原生的で人工的構造物の極めて少ない大雪山国立公園の自然景観を末永く保全し、登山者や地域が今後も大雪山国立公園の魅力を楽しむためには、し尿散乱問題を大規模な施設整備によって解決するのではなく、携帯トイレの活用によって解決する必要があります。

そこで、大雪山国立公園の管理運営に携わる環境省、北海道、地元市町で構成する大雪山国立公園連絡協議会【と、大雪山を登山利用する山岳関係団体】では、「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」を行い、大雪山国立公園では携帯トイレの普及を進めることとしました。

このたび、「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」をより多くの方々に周知し、大雪山国立公園において携帯トイレをより一層普及するため、シンボルマークを募集することといたしました。

シンボルマークは、携帯トイレの普及にご協力いただく方が使用できるようにするとともに、パンフレットやホームページなどに広く活用します。

### 1. 募集内容

- 「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」のシンボルマーク

### 2. 応募方法

- A4用紙1枚にシンボルマーク1作品を記し、必要事項を記入した別添2の応募用紙を同封して郵送してください(電子メールでの送付は受け付けません)。
- 作品の背景の色は白色とし、作品の裏側には氏名(ふりがな)、住所、電話番号を記入してください。また、作品の天地を示す矢印を記入してください。

### 3. 応募資格

北海道に居住または勤務している方。北海道以外に居住または勤務している方のうち大雪山国立公園での登山経験がある方。年齢性別は問いません。

### 4. 募集期間

平成30年5月21日（月）～平成30年6月15日（金）

※6月15日消印有効

### 5. 選考方法及び発表

- 選考委員会による審査を行い、最優秀作品を決定します。
- 平成30年6月中旬に最優秀作品の作成者には直接通知するとともに、最優秀作品及び作成者氏名等をウェブサイト等で公開する予定です。
- 各部門の最優秀作品を、「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」のシンボルマークとして今後使用いたします。ただし、主催者が期待する水準に達する作品がない場合は、最優秀作品を「該当なし」とし、再募集を行います。

### 6. 賞

- シンボルマーク 賞状及び副賞（商品券5万円分※注）
- ※注…最優秀作品が学生の場合は図書カード5万円分

### 7. 注意事項

- 一人につき3作品まで御応募いただけます。1作品毎に応募用紙を1枚ずつ記入してください。
- シンボルマークは、図案及び「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」の文字から成るものとします。また、図案のみで使用することもできるものとします。
- シンボルマークは、様々なサイズで利用することとなります。小さければ1～2cm 四方程度の大きさでも使用しますので、縮小されることを考慮した上で、デザインしてください。
- シンボルマークの色彩は、スミを含め5色程度以内とし、モノクロで使用する場合もあることを考慮してください。
- A4用紙に複数の紙を貼り付けて作成したものなど厚みのある立体的な作品は、選考対象外とします。
- 応募作品の提出にあたって、作品は、折ったり、丸めたりしないでください。

- 応募に係る費用は、応募者の負担となります。
- 入賞作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は主催者に帰属します。採用された作品は、主催者側の判断で、収益事業に使用される場合もあることを御承知おきください。
- 最優秀作品作成者は携帯トイレ普及宣言フォーラム表彰式にご招待いたします（6 月末～7 月初旬開催予定。ただし、日本国内在住の方 1 名に限ります）。
- 採用作品のデザイン及び色彩は、一部を修正、変更する場合があります。
- 結果発表にあたり、氏名の公表に支障のある方は、「匿名希望」と明記してください。ペンネームによる公表を希望される方は、その旨とペンネームを明記してください。
- 応募作品は、国内外で未発表の自作作品とし、他の著作権や商標、その他第三者の権利を侵害しないものに限ります。他の作品の模倣・類似と認められる作品など、これらの条件に違反していたことが判明した場合、結果発表後であっても、決定は無効となります。
- 応募作品の返却はいたしません。
- 応募用紙に記載された個人情報は、本公募に関連する用途以外には使用しません。

## 8. 応募・問い合わせ先

〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町 603

大雪山国立公園連絡協議会事務局

環境省北海道地方環境事務所 上川自然保護官事務所

担当：首席自然保護官 榭（ます）

TEL 01658-2-2574 / FAX 01658-2-2681

※作品の応募方法は郵送のみです。

※電話での問い合わせは、平日 8:30～17:15 のみの対応となります。

### <応募作品を検討するための参考資料>

- 別添 1 「大雪山国立公園における携帯トイレ普及について」
- 大雪山携帯トイレ情報（大雪山国立公園連絡協議会ホームページ）  
<http://www.daisetsuzan.or.jp/enjoy/%e5%a4%a7%e9%9b%aa%e5%b1%b1%e6%90%ba%e5%b8%af%e3%83%88%e3%82%a4%e3%83%ac%e6%83%85%e5%a0%b1/>
- 北海道の山岳地（大雪山国立公園含む）におけるトイレ問題（山のトイレを考える会ホームページ）  
<http://www.yamatoilet.jp/>

別添 シンボルマーク応募用紙

ふりがな			
氏名	(匿名希望 有・無 /ペンネーム: )		
年齢	歳	性別	
職業 (学校名)	(学校名: 学年: )		
住所 又は勤務先	〒 (※北海道以外にお住まい・お勤めの方は、下記もご記入ください。 大雪山国立公園における登山経験: _____山・岳 ( 年 月登山) )		
電話番号/ FAX 番号	FAX 番号:		
メール アドレス			
作品の説明			

※この応募用紙は、日本語で記載してください。

## 課題

大雪山国立公園は、  
人工的構造物の極めて少ない  
原生的な自然景観が魅力



しかし、



常設トイレがない避難小屋、  
野営地周辺でし尿が散乱



景観悪化  
不快感



踏みつけによる  
高山植物減少、土壌流出

国立公園の魅力の低下  
湧水を活用した地元市町の取組への影響懸念

## 携帯トイレの普及による山岳環境の改善が必要

※原生的で人工的構造物の極めて少ない大雪山国立公園の魅力を維持するには、し尿散乱問題を大規模な施設整備によって解決するのではなく、携帯トイレの活用によって解決することが必要。



携帯トイレ

携帯トイレブース  
(テント型)

携帯トイレブース内部

## 「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」を发出

宣言時期: 6月末～7月初旬を予定

宣言主体: 大雪山国立公園連絡協議会 (※)  
+ 山岳関係団体

(※) 環境省、北海道、大雪山国立公園関係10市町で構成

### ＜普及宣言の主な内容(予定)＞

1. 大雪山国立公園では、携帯トイレを適切に使用することで雄大で原始的な景観と共存する登山を推進します。
2. 登山者に快く携帯トイレを使ってもらえるような環境づくりを行います。
3. 登山者に対して携帯トイレの利用を推進するための呼びかけを行います。
4. 携帯トイレの普及に協力してくれる人の輪を広げます。

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言の周知と、携帯トイレのより一層の普及のため、  
シンボルマークを募集

## 「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」【案】

### 前文

大雪山国立公園の広大な高山帯には色とりどりの高山植物が咲き誇る美しい景観が広がり、多くの登山者を魅了するとともに、地域の誇りとなっています。

しかし、トイレがない避難小屋や野営地を中心に、し尿の散乱が大きな問題となっています。し尿を排出するため登山道以外の場所を踏みつけることで高山植物が減少し、さらに、裸地が拡大し、踏み分け道の伸張により土壌の流出も生じてしまいます。

原生的で人工的構造物の極めて少ない大雪山国立公園の自然景観を末永く保全し、登山者や地域が今後も大雪山国立公園の魅力を享受し続けるためには、し尿散乱問題を大規模な施設整備によって解決するのではなく、携帯トイレの活用によって解決する必要があります。

そこで、私たちは、携帯トイレを活用して、関係者すべてがそれぞれできる取組を少しずつ行うことで、し尿散乱問題を解決するため、次のことを宣言します。

### 本文

1. 大雪山国立公園では、携帯トイレを適切に使用することで雄大で原始的な景観と共存する登山を推進します。
2. 登山者に快く携帯トイレを使ってもらえるような環境づくりを行います。
3. 登山者に対して携帯トイレの利用を推進するための呼びかけを行います。
4. 携帯トイレの普及に協力してくれる人の輪を広げます。

平成 30 年〇月〇日

大雪山国立公園連絡協議会＋各山岳団体等（予定）



「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」を実施するための具体的な取組

1. 雄大で原始的な景観と共存する登山の推進

野外し尿が周囲の自然環境へ大きな影響を与えうる水源地や脆弱な高山植生帯、または他の登山者に対して著しい不快感を与えうる野営指定地等では、携帯トイレの使用による野外し尿ゼロを目指します。

2. 環境づくり

(1) 携帯トイレブースの設置や維持管理

- 美瑛富士避難小屋及び南沼野営指定地では、連携・協力して、取組を着実に実施します。
- 携帯トイレブースが必要な箇所については、環境省、北海道、各市町、関係団体が相互に連携、協力して、携帯トイレブースの設置とその後の維持管理を検討します。

(2) 携帯トイレの回収体制

- 必要箇所に携帯トイレ回収ボックスを設置することを推進します。
- 回収ボックス維持管理体制を確認、共有し、情報を更新、公開することを通じて、回収体制を維持、強化します。

(3) 利用者向け情報発信

- 携帯トイレの入手可能箇所、トイレマップに関する情報発信を行います。

3. 登山者への呼びかけ

- 登山者に対して、次の呼びかけを行います。
  - ・大雪山国立公園では、携帯トイレを常に持参すること。
  - ・常設トイレは適切に使用し、携帯トイレは常設トイレがない箇所で使用すること。
  - ・現にし尿散乱が大きな問題となっている美瑛富士避難小屋や南沼野営指定地をはじめ、宿泊地など登山者が集まる場所や水源地では、携帯トイレを確実に使用し、野外にし尿を排出しないようにすること。
  - ・登山道の途中など問題となっていない場所でも、携帯トイレを使用し、持ち帰るよう努めること。

#### 4. 輪を広げる

—関係機関、団体、事業者に対して、次の呼びかけを行います。

- ・携帯トイレの普及啓発活動、利用者向け情報発信の実施に協力すること。
- ・この宣言の趣旨に賛同する、携帯トイレ普及パートナーになること。
- ・利用拠点や登山用品を扱う事業者は、携帯トイレ販売に協力すること。
- ・ガイド事業者は、自己の客に携帯トイレの使用を働きかけること。
- ・携帯トイレやアウトドア製品を製作する事業者は、利用者と協力して、より使いやすい携帯トイレの開発や、携帯トイレを快適に使えるような登山用具を開発し、販売及び普及に努めること。